解散公告

当法人は、平成二十五年六月十六日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

岡山県浅口市里庄町大字里見六〇四二―六

特定非営利活動法人３Ｐｅａｃｅ

代表清算人　武本　信子

解散公告

当組合は、平成十六年四月二日岡山県知事の命令により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

岡山県浅口市金光町占見新田四四一番地

浅口食品化工販売農業協同組合

代表清算人　井上　勇雄

解散公告

当法人は、平成二十五年七月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

佐賀県西松浦郡有田町上幸平一丁目八番五号

特定非営利活動法人アリタ・ガイド・クラブ

代表清算人　中村　貞光

解散公告（第一回）

当法人は、解散しましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

奈良県生駒市元町一丁目三番二七号

医療法人馬渕会山内歯科

清算人　山内　雄二

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月二十五日和歌山県教育委員会の許可により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

和歌山県東牟婁郡古座川町松根五四五番地

社団法人松根保郷会

代表清算人　中谷　勘

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十五年七月八日定款所定の解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

高知市本町二丁目二番三一号

財団法人板垣会

代表清算人　古谷　俊夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年四月一日存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

東京都千代田区平河町二丁目二番三号

財団法人日本広報センター

代表清算人　二階堂譲治

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十五年八月九日愛知県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

愛知県日進市竹の山五丁目八一三番地

日進竹の山南部特定土地区画整理組合

代表清算人　丹羽　新一

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年七月十七日、三重県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

三重県四日市市和無田町一〇二四番地

清算法人和無田土地改良区

代表清算人　鈴木　武生

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年五月七日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

沖縄県浦添市牧港一丁目九番八号

医療法人恵風会

清算人　賀数　恵

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年六月三十日島根県知事の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年八月六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年八月二十日

島根県隠岐郡隠岐の島町都万二三一三番地

財団法人都万進栄社

代表清算人　田中　智英

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市五稜郭町一八番、最後の住所函館市時任町三〇番三号

被相続人　亡　小野寺健二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

函館市中道二丁目一番二〇号

相続財産管理人　弁護士　柳　順也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県由利郡大内町中俣字村卸三一番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　工藤　祐孝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

秋田県由利本荘市給人町七番地三本荘合同ビル一―二

相続財産管理人　弁護士　髙橋　重剛

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県白河市女石三九番地、最後の住所福島県西白河郡西郷村大字米字西原一〇七番地

被相続人　亡　佐藤　勝男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

福島県郡山市菜根一丁目一七番一〇号

相続財産管理人　司法書士　久保木孝一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区代沢一丁目一一六番地、最後の住所千葉県東金市滝沢七三九番地一二

被相続人　亡　山口　健

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年八月二十日

事務所千葉市中央区長洲一丁目二二番三号

羽田ビル二階　本千葉総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　中村　恒平

社会福祉法人開設のお知らせ

当法人は、左記内容にて平成二十五年七月二十九日いわき市指令第三五〇〇号により法人を平成二十五年七月三十一日に開設したので、ここに公告します。

記

法人名称　社会福祉法人容雅会

理事長　中村　雅英

住　所　福島県いわき市小名浜字神成塚一三三番地の一及び一〇番地の三　以上

平成二十五年八月二十日

福島県いわき市小名浜字神成塚一三三番地の一及び一〇番地の三

社会福祉法人容雅会

理事長　中村　雅英